

## ■目的

古賀市でのパートナーシップ宣誓後に交付する受領証及び受領カードは、古賀市内でのみ有効で、市外へ転出する場合は、返還していただく必要があります。

また、転出先の自治体に本市と同様の制度が整っていて、その利用を希望する場合は、あらためて申請手続きを行わなければなりません。このことから福岡市・北九州市の2市と相互利用に関する協定書を締結することにより、制度利用者の心身の負担を軽減するとともに、広く市民等に周知されることで理解が深まり、ひいては、制度利用者にとっても生きやすい社会になることを目的としています。

## ■実施内容

本市において「パートナーシップ宣誓制度」を利用されている方が、福岡市及び北九州市に転出される際、本市が規定している手続き（別紙参照）を行っていただければ、転出先でも同様のサービスを受けることができます。同じように福岡市及び北九州市から本市へ転入されてくる制度利用者の方についても同様の取り扱いをします。

## ■各自治体の担当課

### ●福岡市市民局人権部人権推進課

電話：092-711-4338 F A X：092-733-5863

### ●北九州市保健福祉局人権推進センター人権文化推進課

電話：093-562-5010 F A X：093-562-5150